

改 正 後	改 正 前
<p>4.2.2 製造の業務の管理運営に関する事項</p> <p>管理運営の実施方法は、次による。</p> <p>a) (略)</p> <p>b) 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、5)にあつては複数の原料玄米又は精米を配合する場合、6)にあつては無洗米加工を行う場合に限る。また、21)及び22)にあつては確認検査の全部を自ら行わない場合を除く。</p> <p>1)～25) (略)</p> <p>c)～g) (略)</p>	<p>4.2.2 製造の業務の管理運営に関する事項</p> <p>管理運営の実施方法は、次による。</p> <p>a) (略)</p> <p>b) 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、5)にあつては複数の原料玄米又は精米を配合する場合、6)にあつては無洗米加工を行う場合、21)及び22)にあつては確認検査の全部を自ら行わない場合を除く。</p> <p>1)～25) (略)</p> <p>c)～g) (略)</p>